

平成29年 4 月 1 日

厚生労働省中国四国厚生局長 殿

申請者（輸出者）
住所 ○○県××市△△区□□町
株式会社MHLW運送
氏名 代表取締役社長 厚生 太郎 印
担当者：営業部 部長 厚生 花子
連絡先：082-123-4567
(法人にあつてはその所在地、名称及び代表者の
氏名並びに担当者の部署、氏名、連絡先)

自由販売証明書発行申請書

「自由販売証明書の発行について」（平成25年6月17日付け食安発0617第1号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知）に基づき、下記輸出食品の自由販売証明書の発行を申請します。

記

1. 製品の詳細

- ① 輸出相手先国の輸入者の氏名及び住所： □□ CO., LTD.
○○, □□, …, BANGKOK △△, THAILAND
- ② 製造所の名称及び住所： 株式会社××食品 ○○県△△市□□
××FOOD CO., LTD. □□, △△-City, ○○-Prefecture, Japan
- ③ 自由販売証明書を提出する輸出相手先国の機関の名称及び住所：
FOOD AND DRUG ADMINISTRATION THAILAND, Ministry of Public Health
88/24 Tiwanon Road Nonthaburi, Thailand 11000
- ④ 商品名： ①胡麻ドレッシング Dressing (Sesame)
②柚子ドレッシング Dressing (Yuzu)
- ⑤ 数量及びネットウェイト (kg) :
①30kg 300g×10×10CTNS ②60kg 300g×10×20CTNS
※数量、ネットウェイトの書き方は一例です。
- ⑥ 製造ロット：①ABC123 ②DEF456
- ⑦ 仕向地 (国) : タイ王国 THAILAND
- ⑧ 出発港： 広島港 HIROSHIMA port
- ⑨ 到着港： バンコク港 BANGKOK port
- ⑩ 輸送方法 (船舶の名称、航空機の便名) : 船舶 ○○ VOY. 1234
- ⑪ 輸出年月日 : 2017年4月20日 20, Apr. 2017
- ⑫ インボイス番号 : MHLW-12345

2. 誓約事項

本申請書に基づき発行される自由販売証明書(Certificate of free sale)については、輸出しようとする食品が日本国内において流通可能なことを証明するものであり、輸出される個々の食品の安全性を証明するものではないことを理解するとともに、自由販売証明書の発行については、円滑な食品の輸出が行われることを目的とした行政サービスの一環であり、事前の通告なしに証明書発行の遅延、一時的な証明書の発行停止、要領の変更等が行われる可能性があること、また、これらの対応により発生した輸出入関係手続き上のトラブル等により発生した損害等については、厚生労働省は補償できないことを了解します。

また、以下の内容を満たすものであることを誓約します。

- (1) 前記1の記載事項が正しいこと。
- (2) 当該食品は関税法（昭和29年法律第61号）第2条第1項第4号の「内国貨物」であること。
- (3) 当該食品は日本国内で販売されている又は販売可能な食品であり、食品衛生法に適合していること。
- (4) 過去に食品衛生法並びにその関係法規及び関係条例等に基づく改善命令、許可の取り消し又は営業の禁停止を受けた製造者が製造した食品ではないこと（ただし、適切に改善等の措置が施されたことが確認されている場合を除く。）。
- (5) 製造者（製造所）から出荷後、開封等されておらず、適切な管理が行われている食品であること。
- (6) 輸出相手先国の通関関係機関等から当該証明書の発行を求められたため、申請を行うものであること。
- (7) 輸出者は、本申請事項と輸出貨物の内容とが相違ないことを製造者と密に連絡をとり確認していること。
- (8) 調査の必要があると認められる場合には、関係者が調査に立ち会い、貨物の開梱等を行うこと。

住所 ○○県××市△△区□□町
株式会社MHLW運送
氏名 代表取締役社長 厚生 太郎 印
(法人にあっては、その所在地、名称及び代表者の氏名)

(申請書の記載等に関する注意事項)

1. 記入は日本語（「1. 製品の詳細」については英語併記）によること。
2. 「商品名」については、商品や当該食品の内容がわかる一般的な名称を記載すること。
3. 本申請書の記載内容を確認することができる関係書類（食品衛生法第52条に基づく営業許可証若しくは条例等に基づく営業許可証等、輸出のみを目的とした食品にあっては、当該製造者が国内向けに製造・加工・販売した実績を有する同種の食品との相違点及びその相違点が食品衛生法上問題とならないことを説明した書類、インボイス、パッキングリスト、輸出しようとする食品のパッケージ及び輸出しようとする食品の入手経路等が明らかとなる取引関係書類の写し）を添付すること。
4. 本申請に基づく証明書を受け取る際には、証明書中の記載事項が本申請の記載事項と相違ないこと。